

「杉並区子どもの権利に関する条例」の制定 及び「杉並区子どもの権利相談・救済窓口」の開設について

区では、基本構想の子ども分野の将来像に掲げた「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現に向けて、子どもの権利の保障に関する基本理念や施策の基本となる事項を定めた条例の制定に令和 5 年度から取り組んできました。

公募区民や有識者、関係団体の代表による「杉並区子どもの権利擁護に関する審議会」の答申や、子どもワークショップや小・中学校等意見交換会等で聴いた子ども等の意見を踏まえて検討を行った結果、子どもの権利に関する条例を制定することとし、令和 7 年第 1 回区議会定例会において「杉並区子どもの権利に関する条例」を制定し、令和 7 年 4 月 1 日から施行しました。

また、本条例では、子どもの権利の侵害からの速やかな救済を図ることを目的に、区長の附属機関として「子どもの権利救済委員」を置き、9 月から「杉並区子どもの権利相談・救済窓口」を開設しましたので、概要をお知らせします。

1 「杉並区子どもの権利に関する条例」について

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）、こども基本法及び東京都こども基本条例の精神にのっとり、子どもの権利の保障に関し、基本理念を定め、区、保護者、子ども関係施設、区民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、子どもの権利の保障に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが、権利の主体として尊重され、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的としています。

＜条例の構成＞

- 前 文
- 第 1 条－第 3 条 総則（条例の目的及び基本理念）
- 第 4 条・第 5 条 子どもの権利の保障等
- 第 6 条－第 10 条 区の責務及び保護者、子ども関係施設等、区民等の役割
- 第 11 条－第 18 条 子どもの権利の保障に関する施策等
- 第 19 条－第 25 条 杉並区子どもの権利救済委員

※条例全文は別紙 1 のとおり

2 「杉並区子どもの権利相談・救済窓口」について

「子どもの権利相談・救済窓口」では、「子どもの権利救済委員」及びその補佐を行う「子どもの権利相談員」が、子どもや関係する大人からの相談を受け付け、子どもを権利の主体として尊重し、解決方法を子どもと一緒に考えながら、子どもの権利の侵害に対して、速やかな救済を行います。

なお、「子どもの権利救済委員」は、独立性を尊重され、子どもの権利侵害について、必要な調査、調整及び要請を行うこと、区長に意見を述べること、是正措置の要請ができます。

- (1) 開設日：令和7年9月1日（月）
 (2) 場 所：杉並区役所 東棟3階 子ども政策担当課内
 (3) 日 時：
 月・水・金 午後1時～午後7時、土 午前10時～午後4時 ※祝日・年末年始を除く
 (4) 相談受付方法：
 ①対面（予約・出張） ②電話 ③メール ④LINE ⑤WEB フォーム
 (5) 体 制：子どもの権利救済委員（区長の附属機関）3名
 子どもの権利相談員（会計年度任用職員）3名

○子どもの権利救済委員 資格等

氏 名	資 格 等	主な経歴
すぎやま まさひろ 杉山 雅宏	公認心理師、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、学校心理士スーパーバイザー	・東京家政大学人文学部 心理カウンセリング学科教授（心理学博士） ・埼玉県立総合教育センター 教育相談事業スーパーバイザー
たにがわ ゆきこ 谷川 由起子	社会福祉士、公認心理師、保育士	・西東京市子どもの権利擁護委員 （令和元年度～令和6年度） ・八王子市統括担当スクールソーシャルワーカー ・NPO 法人子ども・若者センターこだま副理事長
なるせ だいすけ 成瀬 大輔	弁護士	・国立市総合オンブズマン・子どもの人権オンブズマン （平成29年度～令和4年度） ・国分寺地区人権擁護委員

※「子どもの権利相談・救済窓口」詳細は別紙2（三つ折リーフレット）のとおり

3 子ども等への周知について

- (1) 「杉並区子どもの権利に関する条例」に関する周知

■配布時期 令和7年3月27日から

○『子どもの権利に関する条例ができました』ができました」リーフレット・ポスター

※区内学校、児童館、区立施設等に配架、校長会、館長会、園長会、関係団体等へ説明・配付

- (2) 「子どもの権利相談・救済窓口」に関する周知

ア. 開設前イベントの実施

■開催期間 令和7年7月15日～8月31日

①相談手段を体験する「メッセージ送信チャレンジ」（参加者133人）

②区役所1階ロビーにおけるパネル展示及びクイズラリー（来場者252人）

イ. 開設周知

■配布時期 令和7年9月1日以降

①子どもの権利相談ハガキ（圧着式でプライバシーを保護し、料金不要で投函が可能）

②子どもの権利相談・救済窓口紹介カード（名刺サイズの携帯用）

③子どもの権利相談・救済窓口紹介ポスター（A3サイズ）

※①は区内全児童・生徒に配布、②・③は区内学校、児童館、区立施設等に配架

- (3) 「秋のこどもまんなか月間」における「子どもの権利」に関する普及啓発

■配布時期 令和7年11月1日から

①子どもの権利に関する条例周知クリアファイル

②子どもの権利条例周知リーフレット（A3二つ折り）

③子どもの権利相談・救済窓口紹介リーフレット（A4三つ折り）

※①～③は区内全児童・生徒に配布、②・③は区内学校、児童館、区立施設等に配架